

(趣旨)

第1条 この告示は、御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（令和3年御前崎市告示第96号。以下「要綱」という。）の規定に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、要綱の定めるところによる。

(補助対象事業の採択基準等)

第3条 補助対象事業の採択基準等は、次に掲げるものとする。

(1) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

ア 1階部分の耐震評点が1.0未満である木造の既存住宅の補強計画の策定及び耐震補強工事を実施する事業で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、補強計画を実施する者は、静岡県耐震診断補強相談士とする。

(ア) 耐震補強工事を行った後に、1階部分の耐震評点が1.0以上となり、かつ、1階部分の耐震評点が0.3以上上がるもの

(イ) 新工法を採用する等、(ア)と同等以上の効果が認められるもの

イ 要綱別表3の1に定める耐震診断の結果、倒壊の危険性が高い住宅とは、1階部分の耐震評点が0.7未満であるものとする。

ウ 要綱別表3の2に定める耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅とは、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 耐震補強工事を行った後に、1階部分の耐震評点が1.2以上となるもの

(イ) 新工法を採用する等、(ア)と同等以上の効果が認められるもの

エ 要綱別表3の3に定める家具の固定を行う住宅とは、寝室及び居間にある家具で、寝る場所、座る場所及び出入口周辺に転倒する可能性のある家具の固定を行うものとする。ただし、家具の固定を既に行っている場合は、家具の固定を行う住宅とみなす。

オ 要綱別表3の4に定める耐震補強のPRを行う住宅とは、次の(ア)に該当し、かつ、(イ)から(オ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 工事期間中に耐震補強PR看板を設置するもの

(イ) 工事期間中に現場見学会を実施するもの

- (ウ) 工事完成後に完成見学会を実施するもの
 - (エ) 工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を市へ提出するもの
 - (オ) その他耐震補強のPRに有効であると市長が認める方法を実施するもの
- (2) 木造住宅除却・建替事業 1階部分の耐震評点が1.0未満である木造の既存住宅の除却工事（木造の既存住宅の全てを除却する工事をいう。）又は建替工事（除却工事を実施し、当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に従前の居住者が居住するために継続して利用する住宅を建築する工事）を実施する事業とする。ただし、耐震診断を実施する者は、静岡県耐震診断補強相談士とする。
- (3) 建築物等耐震診断事業 要綱別表1の2に定める事業とする。
- (4) ブロック塀等撤去事業（安全な通学路等） 高さが地盤面から60センチメートルを超え、一般の通行の用に供されていると認められる道路に面し、かつ、次のいずれかに該当するブロック塀等を撤去する事業とする。
- ア 基礎の根入が地盤面から30センチメートル未満のもの
 - イ 高さ2メートルを超えるもの
 - ウ 控え壁が3.2メートル以内の間隔で設置されていないもの
 - エ 傾き又はひび割れがあるもの
 - オ 鉄筋が入っていないもの
- (5) ブロック塀等改善事業（安全な通学路等） 前号に定めるブロック塀等を改修又はフェンス等の安全な塀（組積造の塀を除く。）へ転換する事業とする。

（申請時の添付書類）

第4条 要綱第5条に定める関係書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）
 - ア 事業に要する経費の見積書（工種等の内訳がわかるもの）の写し
 - イ 昭和56年5月31日以前に建築（10平方メートル以上の増築又は改築を含む。）又は同日において工事中であったことを確認できる書類の写し
 - ウ 位置図
 - エ 耐震診断結果報告書の写し
 - オ 要綱別表2の1の(2)に定める申請をする場合は、家族構成報告書（様式第1号）及び要綱第2条第4号に掲げる条件を確認できる書類の写し

カ 要綱別表2の1の(3)に定める補助額の上乗せ申請をする場合は、家具の配置及び高さ、
寝る場所並びに座る場所がわかる図面

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 建築物等耐震診断事業

ア 事業に要する経費の見積書(工種等の内訳がわかるもの)の写し

イ 昭和56年5月31日以前に建築(10平方メートル以上の増築、改築を含む。)又は同日にお
いて工事中であったことを確認できる書類の写し

ウ 位置図

(3) 木造住宅除却・建替事業

ア 除却事業に要する経費の見積書(建替工事の場合は、建替経費を含む。)の写し

イ 昭和56年5月31日以前に建築(10平方メートル以上の増築又は改築を含む。)又は同日に
おいて工事中であったことを確認できる書類の写し

ウ 耐震診断を実施した者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

エ 耐震診断結果報告書の写し

オ 既存住宅の配置図

カ 建替工事の場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)第
6条第1項に規定する確認済証の写し

キ 建替工事の場合は、新築住宅の配置図

ク その他市長が必要と認める書類

(4) ブロック塀等撤去事業(安全な通学路等)

ア 事業に要する経費の見積書(工種等の内訳がわかるもの)の写し

イ 位置図

ウ 施工前の写真

(5) ブロック塀等改善事業(安全な通学路等)

ア 事業に要する経費の見積書(工種等の内訳がわかるもの)の写し

イ 位置図

ウ 施工前の写真

エ 設置するフェンス等安全な塀の施工図

(実績報告時の添付書類)

第5条 要綱第10条に定める関係書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）
 - ア 事業に要した経費の領収書の写し
 - イ 補強計画を実施した者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
 - ウ 補強計画結果報告書の写し
 - エ 耐震補強工事結果報告書の写し
 - オ 事業の施工中及び完了状況の写真
 - カ 要綱別表2の1の(3)に定める補助額の上乗せ申請をした場合は、家具の配置、固定状況がわかる写真及び第3条第1号オに定めるPRを行ったことがわかる書類
 - (2) 木造住宅除却・建替事業
 - ア 除却前、施工中、除却後の写真及び新築住宅の着工写真
 - イ 除却事業に要した経費（建替工事の場合は、建替経費を含む。）の領収書の写し
 - ウ 建築基準法第15条第1項に規定する建築物の除却届の写し
 - エ 建替工事の場合は、建築基準法第7条第1項に規定する新築住宅の完了検査済証の写し
 - (3) 建築物等耐震診断事業
 - ア 事業に要した経費の領収書の写し
 - イ 耐震診断結果報告書の写し
 - (4) ブロック塀等撤去事業（安全な通学路等）
 - ア 事業に要した経費の領収書の写し
 - イ 事業の完了状況の写真
 - (5) ブロック塀等改善事業（安全な通学路等）
 - ア 事業に要した経費の領収書の写し
 - イ 事業の完了状況の写真
- (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年9月1日告示第174号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年1月21日告示第14号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。